

平成 25 年度第 3 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 25 年 11 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分開会

2 場 所 長野県庁西庁舎 112 号会議室

3 出席者

【委員】 倉崎委員、原山委員、関委員、三浦委員、吉田委員、井原委員、井沢委員

【事務局 (特定行政庁)】

山田建築指導課長、塩入課長補佐兼指導審査係長、三宅主任、宮尾技師

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議 (議案第 1 号及び第 2 号)

河川管理道路に接する敷地における住宅の新築について (諏訪市)

河川管理道路に接する敷地における住宅について (諏訪市)

ア 概 要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

(建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の許可の説明)

第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委員	前面に架かっている橋は歩行者専用ですか。
特定行政庁	車両の通行もできる橋となっており、通り抜けができるようになっています。
委員	申請地の奥にもう一軒ありますが、どういう経過で建設されたのですか。
特定行政庁	今回の申請地は、4mの河川管理道路の半分である2mを占有して建築されていました。奥の敷地についても、同じく2mの占有をとって接道しておりました。 そちらにつきましては、今後建替え等の計画があった場合には、ご審議いただくことになる可能性があります。
委員	河川管理道路は奥まで続いていますか。この道路を使ってさらに奥に敷地ができることはないですか。
特定行政庁	河川管理道路は橋の部分までで、奥の敷地部分から先はありません。
委員	申請敷地の西側の敷地が、今後2宅地に分割されることはないですか。
特定行政庁	現在、国所有の史跡となっており、宅地として利用される見込みは少ないと思われます。

委員	南側の土地は、農地転用申請中とありますが、所有者は申請者と同じですか。
特定行政庁	別の方が所有されておまして、所有権移転を伴う申請となっております。
委員	河川管理道路は、この3軒で利用されるのですか。
特定行政庁	3軒で利用されることとなります。今回申請の既存建物については、新たな建築行為がありませんが、一体の敷地を分割することですので、一括での申請をお願いしました。もう一軒につきましては、建替えの際に手続きが生じてくる可能性があります。
議長	議案第1号及び第2号については、同意することに決定します。

(2) 包括同意案件に関する審議（議案第3号）

建築基準法第43条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第43条第1項ただし書きの許可

（建築基準法第43条第1項ただし書の許可の説明）

第43条 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし